

令和3年度香川地方最低賃金審議会  
第1回香川県最低賃金専門部会議事録

令和3年7月19日(月)  
高松サンポート合同庁舎  
北館702会議室

出席者 公益側 籠池、春日川、柴田  
労働者側 大島、立石、中村  
使用者側 窪田、濱田、渡部

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について  
(2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営  
規程」等について  
(3) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について  
(4) その他

○賃金室長

ただ今から、令和3年度香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1回目の部会ですので、部会長、部会長代理が選出されますまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、初めに松本労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の松本でございます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、令和3年度香川地方最低賃金審議会

第1回香川県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

また、お忙しい中、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本専門部会は、香川県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことを目的に設置されております。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理の選任、本専門部会運営規程等、それから、香川県最低賃金額と生活保護費との比較等の審議等を予定しております。

本日開催されました本審の中で説明させていただきましたが、7月16日、令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安について、すべてのランクで1時間当たり28円の引上げが、中央最低賃金審議会の答申として示されています。今後は、この目安を参考として審議を進めていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、本専門部会での議論を深めていただき、全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

#### ○賃金室長

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No.1 (P1) 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿

資料No.2 (P3) 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

資料No.3 (P5) 令和元年度香川県最低賃金額と生活保護費との比較

資料No.4 (P7) 主要統計資料

以上をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

#### ○賃金室長

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料No. 1として、名簿を配付しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、籠池委員、春日川委員、柴田委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、大島委員、立石委員、中村委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、窪田委員、濱田委員、渡部委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題（1）の「部会長及び部会長代理の選出について」です。ご説明いたします。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会について準用することとなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出させていただくこととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してまいったところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するというところで、よろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、部会長に柴田委員、部会長代理に籠池委員と伺っておりますが、部会長及び部会長代理について、お諮りいたします。いかがでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、柴田部会長、籠池部会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柴田部会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただき、部会長職を仰せつかることになりました柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

中央最低賃金審議会の答申において、令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安について、すべてのランクで1時間当たり28円の引上げが示されています。今後は、この目安を参考として審議を進めていきたいと考えていますが、大変難しい審議が予想されます。労使の合意が図られますよう十分な審議に努めてまいりたいと考えています。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおありと思えますけれども、全会一致での答申に至るようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○籠池部会長代理

部会長代理に選出されました籠池でございます。

本年度も大変厳しい状況ではございますが、部会長を補佐しながら、円滑な議事進行に努めて参りたいと思えますので、委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。

部会長、部会長代理が選出されましたので、今後の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

柴田部会長、よろしく願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題(2)の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程等について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、資料No.2 (P3)の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

これは、6月30日に開催された第1回本審において、審議いただき、同日付けで施行されていますので、ご確認いただきたいと思います。

会議の招集について第4条に、会議の議事について第6条に規定されています。また、会議の公開については、次頁の第7条に規定されています。

「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。さらに、第8条第2項には「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされています。

これらの規定を踏まえ、第1回本審において、本日の本会議は公開することとされましたが、第2回以降についてどのようにするか、ご審議をお願いいたします。

また、第8条第1項には「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされています。

以上でございます。

○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田部会長

ここで、部会の公開に関して、私からの意見ですが、第2回会議から、具体的な金額審議などを行っていくこととなります。これらは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないと思います。皆様、いかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは、皆様からご賛同いただいたということで、香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、会議、議事録及び資料につきましては非公開として、議事要旨を作成して公開することにします。

また、議事録につきましては、第8条第1項により、「部会長及び部会長の指名した委員2人が確認する」とされています。

労働者側は立石委員、使用者側は窪田委員にお願いしたいと思います。また、お二人がご欠席の場合は、それぞれ大島委員、渡部委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは、立石委員、窪田委員、大島委員、渡部委員、よろしくお願いたします。

次に、議題(3)の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長補佐

資料No.3の「令和元年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」をご覧ください。

皆様ご承知のとおり、生活保護費との比較につきましては、最低賃金法

第9条第3項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定められております。

これにより、最低賃金額が生活保護費を下回っている場合には、その乖離額を解消していくこととなり、平成20年度以降は中央最低賃金審議会の目安において、このことが反映された最賃額の引き上げが示されてきたところでございます。

今年度におきましても、同様の前提条件で、令和元年度発効の香川県最低賃金(時間額818円)と令和元年度の香川県の生活保護費とを比較したものが、お手元の資料No.3(P5)でございます。

一番下の「比較結果」を見ていただきますと、香川県最低賃金額から換算した1か月の可処分所得、つまり手取り額が116,152円で、生活保護費の月平均が93,578円となっており、月額では22,574円、時間額では159円最低賃金額が上回っております。

ところで、この生活保護費との比較については、どのような生活保護費算定の前提条件で比較するのかということが、いろいろ議論されてきたところでございますが、改めて、生活保護費算定の前提条件につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料No.3の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較」の中段の枠内の⑤の生活扶助基準のところをご覧ください。

まず、生活保護費の中核となる生活扶助費ですが、これは食費、被服費、光熱水費などの日常生活に必要な費用に対する扶助で、第1類費と第2類費に分けて計算されることとなっております。

第1類費は、基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる費用として年齢別に基準額が決められており、第2類費は、基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる費用として世帯人員に応じて基準額が決められているものでございます。

そして、この生活扶助費の算定に当たっては、第1類費については18から19歳の若年者、第2類費については単身世帯を前提としております。

次に、冬季加算につきましては、冬季において増加する暖房費等として生活扶助費の第2類費に加算されるもので、47都道府県を1区から6区の地区に区分けし、香川県が属する6区は、11月から3月までの5か月間支給されるものでございます。

次に、住宅扶助は、借家や借間の家賃等で、定められた範囲内で実費が支給されることとなっております。

最後に、期末一時扶助費は、年末において増加する食費や雑費等の費用として支給されるものでございます。

一方、最低賃金は、時間給を週40時間労働に換算して1月当たりの給料を算出し、佐賀県の可処分所得割合を掛けたものです。令和元年度分の可処分所得割合は0.817となっておりますが、この数字は毎年変動いたします。

つまり、佐賀県において最低賃金額で法定労働時間働いたときに、所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料分を差し引いた額の、給与収入全体に占める割合を表したものです。

以上が、最低賃金額との比較に用いる生活保護費の算定の前提条件とされているものでございます。

○柴田部会長

香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

○窪田委員

質問ですが、令和元年度となっておりますが、令和2年度はいろいろな数値が確定できていないのでしょうか。確定できているのであれば令和2年度のものをお出しいただければと思っています。

○賃金室長

令和元年度が最新のデータとなります。

○大島委員

最低賃金額と生活保護費を比較する際の今の考え方は、最低賃金額は高め、生活保護費は低めに出る計算なのではないかと思います。

まず、生活保護費を計算する際、人口加重平均で出していますが、例えば、2給地の高松市に住んでいる人と、高松市以外の3給地に住んでいる人、それぞれが最低賃金額を上回っていることを確認すべきではないかと思います。

次に、最低賃金額を月額に換算する際の労働時間は、週40時間勤務の場合の月の労働時間173.8時間を用いていますが、資料No.4-16の香川県の労働時間を見ますと、実際には、概ね150時間しか働かせてもらっていませんので、香川県内で働く労働者にとっては、173.8時間を用いる方法では納得できないのではないかと思います。

○労働基準部長

大島委員がおっしゃるような比較方法が可能かどうか、また、資料があるのかも承知しておりませんので、検討させていただきたいと思えます。

○柴田部会長

事務局でご検討いただけるということによろしいですね。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

はい、資料の最後に資料No.4として主要統計資料をお配りしております。

最低賃金額の審議の参考としていただくための、香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の今年度の賃金改定状況調査結果等でございます。全部で20項目でございます。

資料4-1 (P9)は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成22年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去11年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

昨年度は、引上げ額2円、引上げ率0.24%、未満率1.3%、影響率2.4%でした。

未満率というのは、その時点で定められている最低賃金額を下回る労働者の割合で、影響率というのは、改正された時の賃金額を下回る労働者の割合でございます。

資料4-2 (P11)は、香川の賃金概況で、6月30日の本審の資料と同じもので、令和2年6月分の賃金についての調査結果でございます。

項目1は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女計でございます。きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額のいずれにおきましても、香川は四国内では一番高くなっております。

項目2は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女別でございます。

項目3は一般労働者の所定内給与額の推移、項目4は短時間労働者の時間給の推移、項目5は短時間労働者の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額で、男女別、産業別の1時間あたり時間給額等のデータでございます。

項目6は、職種別所定内給与額で、香川と全国の比較では、タクシー運転者の男女だけは香川が全国より高くなっております。

項目7は、男女別年齢階級別の所定内給与額の格差で、香川と全国との格差のグラフでございます。

項目8は、香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差で、所定内給与額の推移と、東京を100とした格差の推移でございます。

資料4-3 (P23)は、令和3年賃金改定状況調査結果、今年6月1日現在の全国調査でございます。本日の本審で説明しました集計誤りにより、調査結果の一部が訂正されております。訂正後の調査結果に差し替えたのは、

第4表①、第4表②と付表でございます。第4表①は、産業計男女計の賃金上昇率でございます。香川県が属しておりますCランクの賃金上昇率は、3年前から、1.2%→1.1%→1.3%→0.5%、全体では、1.4%→1.3%→1.2%→0.4%となっております。

資料4-4(P33)は、令和3年4月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。4月現在の事業所規模5人以上及び30人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。35頁は4月現在の産業別常用労働者の1人平均月間現金給与額、38頁は名目賃金指数で、平成27年の現金給与総額の平均を100として平成30年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。39頁は平成27年のきまって支給する給与の平均を100として平成30年からの産業別の推移でございます。

資料4-5(P51)は、香川労働局職業安定部の令和3年5月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は1.34倍、前月差マイナス0.01ポイント、全国11位で、全国平均は1.09倍でございます。平成23年8月以降118か月連続1倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は1.07倍、前年同月比マイナス0.05ポイントでございます。雇用情勢判断は「求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、求職者の増加の兆しもあいまって、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」と判断されております。

資料4-6(P61)は、香川労働局職業安定部の令和3年卒新規学卒者初任給情報でございます。令和3年3月卒業の新規学卒者初任給情報で、初任給額は、高卒、短大卒、大学卒のいずれも微増となっております。

資料4-7(P65)は、四国財務局の令和3年4月香川県内経済情勢報告でございます。総括判断は前回と同じで、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」とされております。

資料4-8(P75)は、2021年7月12日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。概況として「香川県内の景気は、基調としては

持ち直しに向かっているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では引き続き弱い動きがみられている。」とされています。

資料 4－9 (P81) も日本銀行高松支店の 2021 年 6 月第 189 回全国企業短期経済観測調査結果でございます。香川の全産業は、2021 年 3 月の時点で 6 月の予測がマイナス 19%ポイントであったものが、今回の 6 月での調査では、マイナス 12%ポイントでした。

資料 4－10 (P87) は、四国経済産業局の令和 3 年 4 月分四国地域の経済動向の概要でございます。「四国地域の経済は、厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる。」とされております。

資料 4－11 (P99) は、香川県統計調査課の令和 3 年 5 月分高松市の消費者物価指数でございます。総合指数は平成 27 年を 100 として 101.4、昨年同時期は 101.6 でしたので、前年同月比は 0.2%下落しております。

資料 4－12 (P103) は、内閣府の令和 3 年 6 月の月例経済報告でございます。「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とされております。

資料 4－13 (P113) は、連合の 2021 春季生活闘争第 7 回、最終の回答集計結果でございます。

大企業（300 人以上）      5,321 円    1.79%（昨年 1.91%）

中小企業（300 人未満）    4,288 円    1.73%（昨年 1.81%）

また、経団連の 2021 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況は、500 人未満で 4,444 円、1.72%。昨年は 4,471 円、1.72% ございました。

資料 4－14 (P117) は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。香川県においては、未満率は一昨年度の 1.0% から昨年度は 1.3% に、影響率は一昨年度の 8.1% から昨年度は 2.4% となり、全国平均を下回っております。

資料 4－15 (P121) は、最新の経済指標の動向で、令和 3 年 6 月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。令和 3 年 7 月 1 日（木）に開催された令和 3 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資

料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

資料4-16(P168)は、都道府県統計資料編でございます。令和3年6月22日(火)に開催された令和3年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

P169 1は都道府県別の各種関連指標(県民所得、標準生計費、新規学卒者(高卒)の所定内給与額)

P170 2は都道府県別の有効求人倍率の推移

P171 3は都道府県別の失業率の推移

P172 4は賃金・労働時間の実情と推移((1)賃金)

P173 4は賃金・労働時間の実情と推移((2)労働時間)

P174 5(1)は消費者物価対前年上昇率の推移

P175 5(2)は消費者物価地域差指数の推移

P176~178 6は労働者数等の推移 となっております。

資料4-17(P180)は、業務統計資料編でございます。令和3年6月22日(火)に開催された令和3年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

P181は令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

P182は都道府県別の目安と改定額との関係の推移

P183は効力発生年月日の推移

P184は全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移

P185は最高額と最低額及び格差の推移

P186は地域別最低賃金引上げ率の推移

資料4-18(P188)は新型コロナウイルス感染症関係資料、資料4-19(P240)は参考資料で委員からの追加要望資料でございます。

資料4-18は令和3年6月22日(火)に開催された令和3年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、資料4-19は令和3年7月1日(木)に開催された令和3年度中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会の資料で、どちらも厚生労働本省のHPに掲載されてい

るものでございます。

資料4-20(P278)は、香川労働局職業安定部の2021年5月分職業別求人賃金、求職者希望賃金でございます。第1回本審において大島委員からご要望がございました香川県内の求人の賃金でございます。

以上でございます。

○柴田部会長

ただ今事務局より、資料の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようであれば、以上をもちまして、第1回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——